

(平成25年2月20日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（現在は、C社）における資格取得日に係る記録を昭和34年11月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年11月25日から同年12月3日まで

A社に勤務していた昭和33年5月21日から平成7年9月30日までの期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間は、A社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社が保管する申立人に係る従業員経歴簿、同社人事担当者の証言及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務（昭和34年11月25日にA社から同社B支店に異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和34年12月の申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が保管する申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書の資格取得日が昭和34年12月3日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として社会保険事務所（当時）に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛媛厚生年金 事案 1099

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和48年12月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月25日から49年1月1日まで
昭和46年4月から平成12年6月までの間、C社及び関連会社のA社に継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する申立人に係る人事異動通知、同社総務担当者の証言及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、A社及び同社の関連会社に継続して勤務（昭和48年12月25日にC社からA社に異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年1月の申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、6万円とすることが妥当である。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿の記録から、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和49年1月1日であることが確認でき、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではないが、同社は法人事業所であり、5人以上の従業員が常時勤務していたことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと判断される。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間において、A社は厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていないことから、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。